



今夏執行予定の参議院議員通常選挙で 不在者投票を行う方へ

遠隔地における不在者投票制度

村の選挙人名簿に登録されている方で、期日前投票の期間や投票日当日に出張や旅行等で村外の市区町村(遠隔地)に滞在しているために投票所に行くことができない方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて「不在者投票」を行うことができます。

【遠隔地における不在者投票の手続き】

①「宣誓書(投票用紙等請求書)」の提出

村選挙管理委員会(役場行政棟3階) 備え付けまたは村公式ホームページからダウンロードした「宣誓書(投票用紙等請求書)」に必要事項を記入の上、村選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。請求に基づき、滞在先に投票用紙等を郵送します。郵送等に日数がかかりますので、早めの手続きをお願いいたします。※「宣誓書(投票用紙等請求書)」は、公示前でも提出することができます。

②滞在先での不在者投票

届いた投票用紙等を持って、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて不在者投票を行ってください。投票を終えた投票用紙は、滞在先の市区町村選挙管理委員会から村選挙管理委員会へ郵送されます。

【遠隔地における不在者投票期間】

選挙期日の公示日の翌日から選挙期

日の前日まで ※滞在先の市区町村選挙管理委員会により執務時間等が異なる場合がありますので、事前に必ず滞在先の選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便等による不在者投票制度

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、左表の○印の該当者または、介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、郵送で投票を行う「郵便等による不在者投票制度」を利用できます。

戦傷病者手帳		身体障害者手帳		
両下肢・体幹の障がい	障がい等の記載内容	障がい等の記載内容		
		特別 項1	項2	項3
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	○	○	○	○
両下肢・体幹の障がい	○	○	○	○
障がい	○	○	○	○
		○	○	○

対象者のうち▽身体障害者手帳で上

肢または視覚の障がいの程度が1級の方▽戦傷病者手帳で上肢または視覚の障がいの程度が特別項症、第1項症、第2項症の方▽上肢または視覚の障がいにつき、都道府県知事等がこれらの障がいの程度に該当すると証明した方は、あらかじめ「代理記載人」(選挙権を有する方)を届け出ること、代筆により投票することができます。

【郵便等による不在者投票の手続き】

①「郵便等投票証明書」の申請

村選挙管理委員会(役場行政棟3階) 備え付けまたは村公式ホームページからダウンロードした「郵便等投票証明書交付申請書」に本人が必要事項を記入の上、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証のいずれかを添えて、村選挙管理委員会へ申請してください。後日、「郵便等投票証明書」を郵送します。

②投票用紙等の請求

村選挙管理委員会から証明書をお持ちの方へ「投票用紙請求書」を郵送します。必要事項を記入の上、「郵便等投票証明書」を添えて、選挙期日の4日前までに村選挙管理委員会へ請求してください。

【問い合わせ】

東海村選挙管理委員会(総務人事課内)
☎282局1711 内線1313